

第 21 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 2 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 35 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
	8	宮 崎 薫	出○席 欠席					

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤	吉田 隆	出○席 欠席	⑮		
	⑥	野中 實	出○席 欠席	⑯	茂木 忠	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩			⑳			
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、長谷部委員、石井委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、千葉県八千代市村上〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、852㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の西に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、南河原〇〇〇番地〇号 〇〇〇〇さんが、東京都練馬区下石神井3丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇さんが所有する南河原字〇〇〇〇番、地目：畑、351㎡ 外2筆、計1,599㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道北河原熊谷線の南に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇番、地目：田、700㎡ 外2筆、計2,101㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ピンク色に塗られていない斜線箇所になりますが、小針クリーンセンターの南に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、595㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p>
--	--	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。ピンク色に塗られている箇所になりますが、小針クリーンセンターの南に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、1 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、北河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の北河原字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、7 1 m²について、住宅敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する住宅で生活しておりますが、息子の住宅を隣接する農地へ建築しようと敷地を調査したところ、現在の住まいが建築基準法による道路に接道していないことが判明しました。このままでは将来、自宅の建て替えが出来なくなる恐れがあり、又、現在も道幅が狭く、車両の出入りがしにくいことから、今回、申請に至ったものでございます。申請地は集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。ピンク色に塗られている箇所北河原小学校の南に位置する北河原地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、本件申請地につきましては、昨年 6 月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 2 月 2 1 日、現地調査をしていただいておりますので、藤</p>
--	--	---

『議案第3号』 農地法第5条の規定 による許可書の取下願 について	藤間委員	間委員にご報告をお願いいたします。 去る2月21日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第2号についての説明及び藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
	事務局次長	次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可書の取下願について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可書の取消願について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。
	議長	進行番号1でございますが、千葉県君津市南久保2丁目〇番〇〇号 合同会社〇〇〇〇〇〇 代表社員〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、320㎡ 外1筆、計640㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして、令和2年4月、当委員会において、ご審議をいただき、令和2年5月19日付けで農地転用の許可を受けましたが、代理人より事業継続が困難となったため、取消をしたいと連絡がございました。理由としましては、譲受人の榮さんが、一身上の都合により会社をやめて故郷に戻ってしまったためとのことでございます。 場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。太枠で囲まれた北側の2筆で、武蔵水路と星川に挟まれた小見地内の集落内農地でございます。 なお、この場所につきましては、別事業者が引き継ぐ予定ということで、この後の議案第4号でご審議いただく予定となっております。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第3号についての説明がございました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

<p>『議案第4号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に、『議案第4号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いします。議案第4号は、7件となっております。 進行番号1でございますが、持田〇〇〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である北河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する北河原字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、477㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきたことから、実家の隣接地に住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。ピンク色に塗られていない斜線の箇所、北河原小学校の南に位置する北河原地内の集落に接する農地でございます。 なお、本件申請地につきましては、昨年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。 次に進行番号2でございますが、富士見町2丁目〇番地〇〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、義理の母である若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、499㎡ 外1筆、計524㎡について、使用貸借により住宅敷地及び道路後退用地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきたことから、住宅の建築について妻の実家に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。市営勝呂住宅の南に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、持田3丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、門井町1丁目〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、576㎡ 外2筆、計972㎡について、売買により分譲住宅3棟の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内に本店を置き、不動産業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。ものづくり大学の西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、埼玉〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、佐間3丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんが所有する佐間3丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、473㎡ 外1筆、計1,425㎡について、賃貸借により店舗敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、佐間市内の物件を借りて鍼灸整骨院を営んでおり、1日当たりの利用者数は、パートを含む社員が10名、患者が60名程になるとのことでございます。この利用者数に対し、現在借りている物件では大変狭い状況になっており、また、駐車可能台数も9台と少ないことから、移転を検討し、希望する広さの施設を立地できる場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、市街地化が進む区域内の農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。中央公民館の西に位置する佐間3丁目地内の市街化区域に隣接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、先程議案第3号でご審議いただきました許可取り消しになる場所を引き継いだ事業者による申請になります。東京都品川区東品川2丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇階 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん 外2名がそれぞれ所有する小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、320㎡ 外2筆、計967㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、関東を中心に太陽光発電事業を展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地についての話があったことから、事業を引き継ぎ、また、隣接する地権者からも承諾が得られたことから、事業敷地を拡大し、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光

パネルを計139枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が7万7,238kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。武蔵水路と星川に挟まれた小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 宗教法人〇〇〇 代表役員 〇〇〇〇さんが、個人所有の酒巻字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、413㎡について、贈与によりお寺の敷地を拡張し、炊き上げ場及びペットの供養塔を建立する敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、お寺の住職をしておりますが、これまで卒塔婆のお焚き上げ場所について、敷地内に適切な場所がなく苦慮しておりました。また、近年、ペットを深く愛護する檀信徒の方々からペットの供養塔を建立してほしいとの要望が多く寄せられておりましたことから、今回、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、熊谷市宮町2丁目〇〇番地〇 熊谷市長 〇〇〇〇さんが、熊谷市池上〇〇〇番地〇 〇〇〇さん外11名、このうち1筆が未相続のため法定相続人3名を含みますが、それぞれ所有する小敷田字〇〇〇〇〇番、地目：田、1,147㎡ 外17筆、計12,532㎡について、使用貸借により、埋蔵文化財の発掘調査のため、一時転用をしたいとして申請があったものでございます。

熊谷市では、現在国道17号バイパスと国道125号が合流する箇所「道の駅整備事業」を実施しておりますが、行田市の飛地が含まれた計画区域となっております。こちらの場所は埋蔵文化財包蔵地の「池上遺跡」に該当しており、昨年度から一部で発掘調査をしておりますが、今回は別の場所の発掘調査を実施するため申請があったものでございます。計画では許可後から令和5年3月31日までの約1年間であり、熊谷市分の面積が3万2,791㎡、行田市分と合わせると4万5,323㎡を発掘調査する予定でございます。申請地は農振農用地でありますが発掘調査のための一時転用であり、発掘調査後の農地復元計画書も添付されていることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。国道17号バイパスと国道125号が合流する箇所熊谷市内にある行田市の飛地となっております。

以上で議案第4号の説明を終わりますが、去る2月21日、現地調査をしていただいておりますので、中

報告事項	中村委員	<p>村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る2月21日、私と藤間委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第4号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書3ページをお願いいたします。(1)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、8件の届出があり、転用目的は、分譲住宅敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。2件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <p>○新たな農地利用最適化について</p>

7 閉会	事務局長	<ul style="list-style-type: none">・農林水産省ガイドラインについて・「新たな農地利用最適化」の起点としての意欲的な最適化活動目標の設定について 以上をもちまして、第21回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9 : 35)
------	------	---

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....